

(一財)自治体国際化協会ロンドン事務所マンスリートピック(2015年2月)

【英国におけるヘイトスピーチ規制 ～ 「表現の自由の侵害」との訴えで法改正も ～ スコットランドではサッカーファンの対立で独自の法規制】

要旨

- ・英国では、主に公共の秩序維持を目的とする法律によって、ヘイトスピーチが規制されている。
- ・ヘイトスピーチの取り締まりに最もよく使われている法律である「1986年公共秩序法」は、これまでに、表現の自由を侵害しているとの声を受け、特定の文言が削除されたり、政府の法改正案が変更されたりしている。
- ・イングランドとウェールズの検事総長は、ソーシャル・メディアでの発言を理由として発言の投稿者を起訴することには慎重になるべきであるとする検察官向けガイドラインを発行している。
- ・スコットランドでは、グラスゴー市を拠点とする2つのサッカーチームの一部のファンが対立していることで、独自のヘイトスピーチの問題を抱えている。

日本では、在日韓国人など外国人の排斥を街頭デモやインターネット上で訴える「ヘイトスピーチ」が社会問題化している。本報告書では、英国におけるヘイトスピーチの取り締まりについて、法的規制や過去の判例などを紹介する。

「ヘイトスピーチ」の国際的な定義は存在しないが、欧州評議会 (Council of Europe) ¹の閣僚会議が1997年に採択したヘイトスピーチに関する提案書では次のように記されている²。

『ヘイトスピーチ』という言葉は、人種的憎悪、外国人嫌悪、反ユダヤ主義、または不寛容に基づくその他の形の憎悪を広め、かき立て、助長し、または正当化する全ての形

¹ 欧州における民主主義、人権及び法の支配の確立を目指して1949年に設置された機関。現在までに欧州47カ国が加盟。欧州評議会の主な組織には、閣僚委員会、議員会議、欧州人権裁判所、欧州地方自治体・地域政府会議などがある。

² [http://www.coe.int/t/dghl/standardsetting/media/doc/cm/rec\(1997\)020&expmem_EN.asp](http://www.coe.int/t/dghl/standardsetting/media/doc/cm/rec(1997)020&expmem_EN.asp)

の表現を含むと理解される。不寛容に基づくその他の形の憎悪には、攻撃的な国粋主義及び自民族中心主義 (ethnocentrism) によって表現される不寛容、少数民族や移民及び先祖が移民である人々への差別及び敵意が含まれる」

英国には、「ヘイトスピーチを禁止する」と明記した法律は存在しないが、公共の秩序維持を目的とする「1986 年公共秩序法 (Public Order Act 1986)」が、ヘイトスピーチの規制に最もよく使われている法律である。ヘイトスピーチの取り締まりに係る同法の条項には下記がある。

表 1: 「1986 年公共秩序法」のヘイトスピーチ規制に係る条項

ヘイトスピーチ規制に係る条項	当該の条項の内容
<p>(1) 第 1 章「新しい違反事項 (New offences)」、第 5 条「ハラスメント、恐怖感、苦痛 (Harassment, alarm or distress)」(イングランド及びウェールズに適用)</p>	<p>(a) 威嚇的な、または罵倒する言葉を使ったり、そうした振る舞いを行うこと、または無秩序な振る舞いを行うこと、または</p> <p>(b) 威嚇的な、または罵倒する内容が書かれたもの、標示、またはその他の目に見えるものを見せること</p> <p>——を、それらの行為によってハラスメントや恐怖感を感じたり、苦痛を受けそうな人の耳に届く範囲内で、または視界内で行うことを禁じる。</p> <p>(なお、同じ第 1 章の第 4 条及び第 4A 条は、第 5 条に挙げられたものと同じ行為を禁止しているが、</p> <p>第 4 条は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直ちに暴力を振るわれると人に感じさせることを意図していること または ・暴力を扇動することを意図していること <p>第 4A 条は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人にハラスメント、恐怖感、苦痛を感じさせることを意図していること <p>を加重事由として定めている。第 4 条及び第 4A 条に違反した場合の刑罰は、「6 ヶ月以下の禁固刑または 5000 ポンド以下の罰金」と定められている。</p>

	<p>一方、第 5 条は、上で挙げた行為を、人の耳に届く範囲内で、または視界内で行うことを広く禁じており、刑罰は「1000 ポンド以下の罰金」と、第 4 条及び 4A 条より軽くなっている。</p> <p>ただし、第 4 条及び第 4A 条では、「威嚇的な、罵倒する、または侮辱的な」言葉や振る舞いなどが禁止されている一方、第 5 条では「威嚇的な、または罵倒する」言葉や振る舞いなどのみが禁止されている。この点については後述参照)</p>
<p>* 第 1 章第 4、4A、5 条に関する追記</p>	<p>「1998 年犯罪・秩序違反法 (Crime and Disorder Act 1998)」の第 31 条では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「1986 年公共秩序法」の第 4、4A、及び 5 条で禁止されている行為を行った時、またはその直前直後、加害者が被害者の人種や宗教的信仰に対する敵意を見せた場合、または ・違反行為が被害者の人種や宗教的信仰に対する敵意に動機づけられていた場合、 <p>刑が加重され、「人種的または宗教的加重公共秩序騒乱罪 (Racially or religiously aggravated public order offences)」となると規定されている。</p>
<p>(2) 第 3 章「人種的憎悪 (Racial Hatred)」 (イングランド、ウェールズ及びスコットランドに適用)</p>	<p>(a) 人種的憎悪をかき立てることを意図して、または</p> <p>(b) 全ての状況に鑑みて、それによって人種的憎悪がかき立てられると考えられる場合、</p> <p>威嚇的な、罵倒する、または侮辱的な</p> <ul style="list-style-type: none"> - 言葉を使ったり、振る舞いを行うこと (ただし、住居用建物の内部でこれが行われる場合を除く) - 内容が書かれたものを見せること (同) - 内容が書かれたものを出版または配布すること - 言葉や振る舞いを含む演劇を上演すること - 内容の映像や音声を記録したものを配布、上映、または再生すること - 内容の映像や音声が含まれたテレビ番組またはラジオ番組を放送すること - 内容が書かれたもの、またはそうした内容の映像や音声を記録したものを、出版または配布、上映または放送などを意図して所有すること <p>——を禁止する。</p>

<p>(3) 第 3A 章「宗教的憎悪または性的嗜好を理由とした憎悪 (Hatred against persons on religious grounds or grounds of sexual orientation)」</p> <p>(イングランド及びウェールズに適用)</p>	<p>宗教的憎悪または性的嗜好を理由とした憎悪をかき立てることを意図して、</p> <p>威嚇的な</p> <ul style="list-style-type: none"> -言葉を使ったり、振る舞いを行うこと (ただし、住居用建物の内部でこれが行われる場合を除く) -内容が書かれたものを見せること (同) -内容が書かれたものを出版または配布すること -言葉や振る舞いを含む演劇を上演すること -内容の映像や音声を記録したものを配布、上映、または再生すること -内容の映像や音声が含まれたテレビ番組またはラジオ番組を放送すること -内容が書かれたもの、またそうした内容の映像や音声を記録したものを、出版または配布、上映または放送などを意図して所有すること <p>——を禁止する。</p>
--	--

***ヘイトスピーチで有罪になった過去の例**

(1) 福音キリスト教会の信者が「同性愛を止めよ」とのプラカードを掲げ説教、有罪に

2001年10月、イングランド南部ボーンマス市中心部の広場で、福音キリスト教会の信者である60代の男が、「不道徳を止めよ、同性愛を止めよ、レズビアンを止めよ (Stop Immorality, Stop Homosexuality, Stop Lesbianism)」と書かれたプラカードを掲げながら、自らの信仰について説教を行った。プラカードの言葉は、その場に居合わせた多くの人に不快感を与え、足を止めた数十人の人々が、男に水や土をかけ、地面に押し倒すなどの騒ぎになった。男は駆け付けた警官に逮捕された後、プラカードの言葉が「1986年公共秩序法」の第5条に抵触したとして起訴され、有罪判決を受けて300ポンドの罰金と395ポンドの裁判費用の支払いを命じられた。男は裁判後間もなく死亡し、死亡後に行われた控訴審と上訴審ではいずれも敗訴した。

(2) 極右政党の党員が「イスラム教徒は英国から出ていけ」とのポスターを貼って罰金刑

イングランド中西部シュロップシャー県で、2001年11月から2002年1月にかけて、極右政党「英国国民党 (British National Party, BNP)」の党員の男が、自宅アパートの窓に、「イスラム教徒は英国から出ていけ - 英国人を守れ (Islam out of Britain - Protect the British People)」と書かれたポスターを貼っていた。ポスターには、2001年9月11日に米国ニューヨークで発生し

た同時多発テロ事件の写真も含まれていた。2002年1月、このポスターを見た通行人が警察に通報。男は、「1998年犯罪・秩序違反法」第31条に違反したとして起訴され、2002年12月、有罪判決を受けて300ポンドの罰金支払いを命じられた。男は控訴したが、控訴審でも敗訴した。控訴審の判決は、「ポスターは、英国にいる全てのイスラム教徒への攻撃であり、ポスターを見る全ての人々に、イスラム教徒は英国から退去させられるべきであると伝え、イスラム教徒の存在は英国の人々への脅威であると警告するものである」と述べた。BNPは、同時多発テロ事件の後、このポスターを1万枚印刷し、党員に配布していた。なお、この男は当時、地域のパリッシュ（parish、地域共同体的な性格を持つ準自治体）の議員を務めていた。

「侮辱的な」言葉などの禁止は表現の自由の侵害との声を受け、法律を改正

ヘイトスピーチの取り締まりに成功したこうした過去の判例はあるが、他の国と同様、英国でも、ヘイトスピーチの規制と表現の自由の尊重とのバランスを取ることは難しい問題である。上に挙げた2つの判例ではいずれも、被告人は、欧州人権条約で表現の自由が保障されていることを理由に、無実を主張していた。

上で挙げた「1986年公共秩序法」も、これまでに、表現の自由をめぐる議論の結果、下記のような法改正及び法改正案の修正が行われている。

(1) 「1986年公共秩序法」第5条の改正

「1986年公共秩序法」第5条は、「2013年刑事・裁判所法（Crime and Courts Act 2013）」（2013年4月に国会で成立）によって、下記のように改正された。

表 2： 「1986 年公共秩序法」第 5 条の改正前と改正後の条文の比較

改正前	改正後
<p>(a) <u>威嚇的な、罵倒する、または侮辱的な (threatening, abusive or insulting)</u> 言葉を使ったり、そうした振る舞いを行うこと、または無秩序な振る舞いを行うこと、または</p> <p>(b) <u>威嚇的な、罵倒する、または侮辱的な</u>内容が書かれたもの、標示、またはその他の目に見えるものを見せること</p> <p>——を、それらの行動によってハラスメントや恐怖感、苦痛を受けそうな人の耳に届く範囲内で、または視界内で行うことを禁じる。</p>	<p>(a) <u>威嚇的な、または罵倒する (threatening or abusive)</u> 言葉を使ったり、そうした振る舞いを行うこと、または無秩序な振る舞いを行うこと、または</p> <p>(b) <u>威嚇的な、または罵倒する</u>内容が書かれたもの、標示、またはその他の目に見えるものを見せること</p> <p>——を、それらの行動によってハラスメントや恐怖感、苦痛を受けそうな人の耳に届く範囲内で、または視界内で行うことを禁じる。</p>

この改正が行われたのは、「『侮辱的な』言葉や振る舞いを違法とすることは、表現の自由の抑圧である」として、第 5 条から「侮辱的な」という文言を削除するよう求めるキャンペーン活動が人権団体やキリスト教徒の団体によって行われたためである。国会の人権に関する上下両院合同委員会 (Joint Committee on Human Rights、 JCHR) も、2009 年に発表した報告書の中で、この文言を第 5 条から削除するよう求めている。

(2) 「1986 年公共秩序法」第 3A 章の改正案の修正

「1986 年公共秩序法」は、「2006 年人種的及び宗教的憎悪法 (Racial and Religious Hatred Act 2006)」によって、宗教的憎悪をかき立てることを意図した言葉や振る舞いなどを禁止する第 3A 章が挿入された。しかし、表現の自由に対する侵害であるとの反対のを受け、当初の政府案が薄められて法制化された。

表 3： 「1986 年公共秩序法」第 3A 章の当初の政府案と国会で成立した法律の条文の比較

当初の政府案	実際に国会で成立した法律
<p>(a) <u>宗教的憎悪をかき立てることを意図して、または</u> (b) <u>全ての状況に鑑みて、それら（言葉や振る舞い、出版物等）を見たり聞いたりした人の宗教的憎悪がかき立てられると考えられる場合、</u></p> <p><u>威嚇的な、罵倒する、または侮辱的な</u></p> <ul style="list-style-type: none"> -言葉を使ったり、振る舞いを行うこと（ただし、住居用建物の内部でこれが行われる場合を除く） -内容が書かれたものを見せること（同） -内容が書かれたものを出版または配布すること -言葉や振る舞いを含む演劇を上演すること -内容の映像や音声を記録したものを配布、上映、または再生すること -内容の映像や音声が含まれたテレビ番組またはラジオ番組を放送すること -内容が書かれたもの、またそうした内容の映像や音声を記録したものを、出版または配布、上映または放送などを意図して所有すること <p>——を禁止する。</p>	<p><u>宗教的憎悪をかき立てることを意図して、</u></p> <p><u>威嚇的な</u></p> <ul style="list-style-type: none"> -言葉を使ったり、振る舞いを行うこと（ただし、住居用建物の内部でこれが行われる場合を除く） -内容が書かれたものを見せること（同） -内容が書かれたものを出版または配布すること -言葉や振る舞いを含む演劇を上演すること -内容の映像や音声を記録したものを配布、上映、または再生すること -内容の映像や音声が含まれたテレビ番組またはラジオ番組を放送すること -内容が書かれたもの、またそうした内容の映像や音声を記録したものを、出版または配布、上映または放送などを意図して所有すること <p>——を禁止する。</p>

当初の政府案には、違反が成り立つ要件として、「宗教的憎悪をかき立てることを意図している」ことのほかに、「全ての状況に鑑みて、言葉や行動、出版物の出版等によって、それらを見たり聞いたりした人の宗教的憎悪がかき立てられると考えられる」ことも含まれていた。加えて、政府案では、違反となる言葉や振る舞い、出版物、演劇作品等は、「威嚇的な、罵倒する、または侮辱的な」と規定されていた。

しかし、この法案に対し、人権団体や宗教団体、喜劇俳優や舞台監督、作家などから、「宗教に関する議論や演説、宗教を扱った出版物や演劇作品が違法となり、表現の自由が侵害される」とする強い反対の声が上がった。特に、テレビのコメディ番組「Mr. ビーン (Mr. Bean)」でビーン役を演じたことで知られる俳優のローワン・アトキンソンさんが反対キャ

ンペーンの顔としてたびたびメディアに登場し、異議を唱えていた。

当時のブレア労働党政権は、全ての宗教の信者を、信仰を理由とする憎悪から守るための法案であると主張していた。

しかし、この法案は、上院で、

◎違反の要件から、「全ての状況に鑑みて、それら（言葉や振る舞い、出版物等）を見たり聞いたりした人の宗教的憎悪がかき立てられると考えられること」を削除し、「宗教的憎悪をかき立てることを意図していること」のみを残す。

◎違反となる言葉や行動等は、「威嚇的な、罵倒する、または侮辱的な」ものではなく、「威嚇的な」もののみとする。

◎「この章の条文は、特定の宗教に関する議論、批判、無関心の表現、嫌悪、愚弄、侮辱またそれについて罵倒することを禁じたり、制限するものではない」と規定する新たな条項「表現の自由の保障」を追加する。

——との修正が加えられた。修正された法案は、僅差で下院でも可決され、法案は、政府が当初意図していたよりも規制が薄められた形で立法化された。

なお、現行の「1986年公共秩序法」第3A章は、「宗教的憎悪」に加えて「性的嗜好を理由とした憎悪」をかき立てることを意図した言動も禁止しているが、「性的嗜好を理由とした憎悪」は、「2008年刑事司法・移民法（Criminal Justice and Immigration Act 2008）」で第3A章に追加されたものである。

「ソーシャル・メディアでの『ヘイトスピーチ』を理由とする起訴は慎重に — 検察庁

スマートフォンやタブレット端末の普及の影響もあって、ツイッターやフェイスブックなどのソーシャル・メディアの利用は英国でも盛んであるが、2013年6月、イングランドとウェールズの検察庁（Crown Prosecution Service）のキア・スターマー検事総長（当時）³は、ソーシャル・メディアでの発言を理由とする投稿者の起訴に関する検察官向けガイドライン⁴を発表している。

³ 2013年10月末で検事総長の職を辞任。

⁴ http://www.cps.gov.uk/legal/a_to_c/communications_sent_via_social_media/

ガイドラインの主な内容は下記の通りである。

起訴すべきソーシャル・メディアでの発言

ソーシャル・メディアで、下記の (1) ~ (3) のカテゴリーに当てはまる発言が投稿された場合、十分な証拠に基づいて有罪判決が得られる高度の見込みがあり、かつ起訴することが公共の利益に適っているならば、起訴すべきである。

(1) 人に対する暴力または資産に対する危害が実際に発生するであろうと信じられる脅迫的な発言

(2) 特定の個人または複数の人をターゲットとしたハラスメントまたはストーカー行為にあたる発言

(3) 裁判所命令に違反する発言

起訴に慎重になるべきソーシャル・メディアでの発言

しかし、これらのカテゴリーに当てはまらず、単にひどく侮辱的であるか、下品またはわいせつな、または内容が事実と異なると考えられ得る発言に関しては、起訴のハードルは高くなければならない。

(1) ~ (3) のカテゴリーに当てはまらないソーシャル・メディアでの発言は、「1988年悪意あるコミュニケーション法 (Malicious Communications Act 1988)」の第1条または「2003年コミュニケーション法 (Communications Act 2003)」の第127条の適用が検討できるかもしれない。

「1988年悪意あるコミュニケーション法」第1条は、

ひどく侮辱的なメッセージ、脅迫、事実と異なる情報を伝える書簡や電子コミュニケーション、または記事を、受取人に苦痛や不安を感じさせることを目的として送ること

を禁じている。

「2003年コミュニケーション法」第127条は、

公共の電子通信ネットワークまたはその他の手段を使って、ひどく侮辱的な、下品またはわいせつな、または危険を感じさせるようなメッセージを送ること

公共の電子通信ネットワークを使って、相手に不快感、不都合、不必要な不安感を感じさせることを目的として、事実と異なると知っている情報を送ること

などを禁じている。

しかし、ソーシャル・メディアでは毎日、何百万という発言が投稿されており、これら2つの法律をソーシャル・メディア上の発言に適用すると、膨大な数の訴訟が提起される可能性がある。そのような状況においては、表現の自由が脅かされる可能性があり、検察官は、これら2つの法律を使ってソーシャル・メディアでの発言の投稿者を起訴することには、特に慎重になるべきである。

検察官は、これら2つの法律で禁止されているのは、「ひどく (grossly)」侮辱的なメッセージを送ることであることに留意すべきである。単に侮辱的なメッセージを送るだけでは、刑法に違反しない。メッセージで伝えられた内容が、悪趣味だったり、物議を醸すようなものだったり、多くの人の支持を得られなかったり、また個人や特定のコミュニティの感情を害するものであるというだけでは、刑法を適用する十分な理由にはならない。

ソーシャル・メディアでの会話は、誰でも即座に閲覧することができ、からかいや冗談、侮辱的な発言が、しばしば深い考えなしになされる。こうした事実を考慮すると、検察官は、ソーシャル・メディアでの発言が、下記に挙げるようなものにとどまらないことを示す十分な証拠がある場合にのみ、投稿者を起訴することが公共の利益に適っているかどうかを検討すべきである。

- ・侮辱的、衝撃的または不安を与えるような発言
- ・風刺的、伝統的な考え方に反する、または無礼な発言
- ・深刻なまたは些細な問題に関する、多くの人に支持されない意見。またはからかいやユーモアで、一部の人にとって不快であったり、苦痛を感じさせるものも含む

下記のような場合、ソーシャル・メディアでの発言の投稿者を起訴することは、不必要であり、かつ適切ではない。

・投稿者が深い反省の意を表している場合

・投稿者またはソーシャル・メディアのサービス提供者などによって、当該の発言をインターネット上から削除したり、その閲覧を阻止するための迅速で効果的な措置が取られた場合

・当該の発言が、多くの人に向けて発信されたものではなかった場合

・当該の発言が、表現の自由を支持し、尊重する、オープンで多様な社会において許容されるであろう内容を明らかに超えていない場合

また、検察官は、「1986年公共秩序法」第1章などを使ってソーシャル・メディアでの発言を規制することには、特に慎重になるべきである。その理由は、公共の秩序維持を目的とする法律は、主として、ターゲットとされた人がいる場所で、またはその人が聞こえる場所で行われた言動を規制するものであること、また、住居用建物の中で行われた言動を理由に起訴することには制限があることである。

ガイドラインによると、これらの内容は、ソーシャル・メディア上で他人の発言をそのまま引用した発言（ツイッターで「リツイート」と呼ばれる機能）にも適用される。

このガイドラインが策定される以前、英国では、冗談で投稿したツイッター上での発言が原因で男性が起訴され、有罪判決を受けたが、控訴して逆転無罪となった下記のようなケースがあった。

*** 「空港爆破」のツイートで有罪、控訴審で無罪に**

2010年1月、イングランド北部ドンカスター市在住の26歳の男性が、1週間後に旅行を控えていたにも関わらず、地元の空港が雪で閉鎖されたことに腹を立て、自身のツイッターで、「あと1週間の間に何とかしないと、空港を爆破して空高くまで吹っ飛ばすぞ!」との書き込みを行った。男性のツイッターには約600人のフォロワーがいた。

後日、この発言は空港職員の目にとまり、空港は警察に連絡した。男性は逮捕され、「2003年コミュニケーション法」第127条に違反したとして起訴された。男性は同年5月、ドンカスター治安判事裁判所で起訴を受け、385ポンドの罰金と600ポンドの裁判費用の支払いを命じられた。しかし、この判決に対しては、俳優やコメディアン、テレビ司会者などの芸能人のほか、ジャーナリスト、作家、脚本家、人権団体などから、表現の自由の侵害であるとする抗議の声が相次いだ。男性は控訴し、

ロンドンの高等法院で行われた控訴審で有罪判決が破棄され、無罪となった。一審の判決は、男性のツイッターでの発言は、「2003年コミュニケーション法」第127条で禁じられている「危険を感じさせる内容」にあたるとの判断を下したが、控訴審では、発言は見た人に恐怖感や不安感を生じさせておらず、危険を感じさせなかったとして、一審の判決を覆した。

スコットランドでは対立するサッカーファン間の侮辱的・暴力的言動が長年の懸案

英国の中でもスコットランドは、その歴史的背景から、ヘイトスピーチに関して独自の問題を抱えている。スコットランドでは、16世紀に宗教改革が起こり、その後、プロテスタントの一派である「長老派教会 (Presbyterian)」がスコットランドの国教となった。時代が下って19世紀半ばになると、スコットランドでの産業の発展やアイルランドでの飢饉を背景に、アイルランドから多くの移民がスコットランドに流入し、定住した。主にカトリックであったこれらの移民は、低賃金で働くことを厭わなかったため、スコットランド人の雇用を奪う存在とみなされ、またスコットランドの都市部では既に住宅不足の問題が深刻だったことなどから、プロテスタントのスコットランド人の反感を買った。後に今度はプロテスタントのアイルランド人がスコットランドに移民として渡ってくるようになると、カトリックとプロテスタントの対立は悪化した。

今日のスコットランド社会でも、スコットランド中西部のグラスゴー市を拠点とするプロのサッカーチーム、セルティック (Celtic) とレンジャーズ (Rangers) の一部のファンの間において、こうしたプロテスタントとカトリックの対立があからさまに残っている。セルティックは、19世紀後半に、アイルランドからの移民であったカトリックの修道士が、貧困にあえぐカトリックのコミュニティを支援する資金を集めるための手段として設立したチームであり、伝統的にカトリックのファンが多い。レンジャーズは、同様に19世紀後半に設置されたチームで、伝統的にプロテスタントのファンが多い。

セルティックとレンジャーズのファンの対立には、北アイルランドのプロテスタントとカトリックの対立がそのまま持ち込まれており、セルティックのファンは、北アイルランドのカトリックと同様、北アイルランドとアイルランド共和国の統一を主張するナショナリスト (Nationalist) を支持している。一方のレンジャーズのファンは、北アイルランドのプロテスタントと同様、北アイルランドが英国に帰属し続けることを主張するユニオニスト (Unionist) を支持している。こうした宗教的・政治的事情を背景に、セルティックとレンジャーズが対戦する試合では、両チームのファンが、相手チームとそのファンを侮辱する歌を大声で歌ったり、かけ声をかけることで知られており、会場は緊迫した雰囲気包まれることが少なくない。そればかりでなく、両チームの試合では、ファンの中で暴力事件もたびたび発生しており、これまでに死者も出ている。

こうした状況を受け、スコットランド国民党 (Scottish National Party、SNP) が率いるスコットランド政府は、2011年12月、「2012年サッカーの試合での攻撃的な振る舞い及び威嚇的なコミュニケーション (スコットランド) 法 (Offensive Behaviour at Football and Threatening Communications (Scotland) Act 2012)」をスコットランド議会で成立させた。同法は2012年3月1日に施行された。

同法では、◎サッカーの試合が行われているサッカー場またはサッカー場への行き帰りなどにおける、◎公共の秩序を乱すと考えられる振る舞いで、かつ、

- 宗教、人種、国籍、性的嗜好などを理由とした憎悪を表現したり、そうした憎悪をかき立てる振る舞い、またはそうした憎悪に動機づけられた振る舞い
- 威嚇的なまたは攻撃的な振る舞い

が禁止された。さらに、「宗教的憎悪をかき立てることを目的として脅迫的な情報を人に伝えること」も禁止された。

しかし、この法律に対しては、野党を始めとする様々な方面から批判の声が出ている。スコットランド労働党やスコットランド保守党は、同法について、「複雑で根が深い問題に対する場当たりの対策。宗教対立や不寛容といった問題は、サッカー場に限定されるものではなく、学校や地域での教育による包括的なアプローチが必要とされる。この法律は、政府がこの問題に対処しているように見せかけるための方策である」などとして批判している。また、サッカーチームやサッカーファンは、暴力的でない一般のサッカーファンと警察との間に不信感と緊張関係を生んだとして、同法のマイナスの影響を訴えているほか、法曹界からは、どのような振る舞いや行為が違法であるかの定義が不明瞭であるとの指摘も出ている。スコットランド労働党は、次のスコットランド議会選挙で勝利したら、同法を撤廃し、新たな対応策を導入すると述べている。

中央政府はユダヤ人差別の落書きについて地方自治体に指導

最後に、英国の中央政府によるヘイトスピーチ対策を紹介する。

コミュニティ・地方自治省 (Department for Communities and Local Government、DCLG) のエリック・ピクルス・コミュニティ・地方自治大臣は2014年11月、イングランドの全ての地方自治体に対し、ユダヤ人差別の落書き (graffiti) の除去について助言する書簡⁵を

⁵ <https://www.gov.uk/government/publications/reporting-and-removing-racist-graffiti>

送付した。書簡は、ユダヤ人団体「コミュニティ・セキュリティ・トラスト (Community Security Trust)」の統計によると、最近、英国内でユダヤ人差別の事件が急増していると報告。その上で、差別行為の中でも特に悪質なのが、公共の建物などに差別的な落書きをしたり、ポスターやステッカーを貼ったりすることなどであると述べた。書簡はさらに、地方自治体は、「2003年反社会的行動法 (Anti-social Behaviour Act 2003)」のもと、こうした落書きなどを速やかに除去する権限を付与されていることを改めて通知し、この権限の行使に関する環境・食糧・農村問題省 (Department for Environment, Food and Rural Affairs、Defra) 発行の地方自治体向けガイダンスを紹介している。さらに、こうした差別的な落書きなどは、記録に残す必要があるため、地方自治体は、除去する前に警察に連絡すべきであると指導している。

コミュニティ・地方自治省はまた、人種や宗教の垣根を超えて全ての人々が友好的に共生できる地域社会を実現するための施策の一環として、アンネ・フランク財団の英国支部や、サッカー選手の協力を得て人種差別撲滅を訴えるキャンペーン団体「人種差別にレッドカード (Show Racism the Red Card)」への支援などを行っている。